

令和4年度福島県障がい者理解促進活動補助金公募要領

1 概要

県では、障がいのある方もない方も互いを理解し共に暮らしやすい社会の実現を目指すため、障がいや障がいのある方への県民の理解を促進する民間団体の活動を支援することを目的として補助金交付事業を実施する。

2 補助対象者

障がいや障がいのある方への県民の理解を促進することを目的とした事業（講演会、研修会等）を実施する団体

3 補助対象経費

障がいや障がいのある方への県民の理解促進に関する次の事業に要する経費で、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費等）、使用料及び賃借料）

- (1) 県民向け講演会等開催事業
- (2) 県民向け研修会等開催事業
- (3) その他障がいや障がいのある方への理解促進に資すると県が認める事業

4 補助金の額

上限額は10万円とする。

5 採択予定件数

予算の範囲内での採択とする。

6 補助対象期間

交付決定のあった日から令和5年3月31日まで

7 申請方法等

(1) 公募期間

令和4年6月6日（月）～令和4年8月3日（水）

(2) 提出書類

- ・応募様式（別紙1）
- ・団体概要（別紙2）
- ・補助金所要額調書（別紙3）
- ・事業計画書（別紙4）
- ・その他知事が必要と認める書類

8 審査

書面審査による。必要に応じて聞き取り調査等を行う。
審査結果は書面にて通知する。